

府

令

○内閣府令第五十一号

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）及び不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百一十一号）の施行に伴い、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年十一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前
備考	表中の「」の記載は注記である。	表中の「」の記載は注記である。
三	<p>〔略〕</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）</p> <p>〔ロ〕ト 略</p>	<p>〔同上〕</p> <p>三</p>

（銀行法施行規則の一部改正）
第二条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前
備考	表中の「」の記載は注記である。	表中の「」の記載は注記である。
三	<p>〔略〕</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）</p> <p>〔ロ〕ト 略</p>	<p>〔同上〕</p> <p>三</p>

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができない個人）	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができない個人）
第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。	第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。
一 〔略〕	一 〔同上〕
二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。	二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。
イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）	イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）
〔ロ〕ト 略	〔ロ〕ト 同上
三 〔略〕	三 〔同上〕
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができない個人）	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができない個人）
第三十四条の二十四 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。	第三十四条の二十四 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。
一 〔略〕	一 〔同上〕
二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。	二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。
イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）	イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）
〔ロ〕ト 略	〔ロ〕ト 同上
三 〔同上〕	三 〔同上〕

(長期信用銀行法施行規則の一部改正)
第三条 長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)</p> <p>第二十六条の二の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券(亦に掲げるもの及びへに掲げるもの(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。)を除く。)</p> <p>〔ロ〕ト 略</p> <p>三 [略]</p>	<p>(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)</p> <p>第二十六条の二の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券(亦に掲げるもの及びへに掲げるもの(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。)を除く。)</p> <p>〔ロ〕ト 同上</p> <p>三 [同上]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(信用金庫法施行規則の一部改正)
第四条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)</p> <p>第七十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一 [略]</p>	<p>(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)</p> <p>第七十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一 [同上]</p>

改正後	改正前
<p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券(亦に掲げるもの及びへに掲げるもの(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。)を除く。)</p> <p>〔ロ〕ト 略</p> <p>三 [略]</p>	<p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券(亦に掲げるもの及びへに掲げるもの(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。)を除く。)</p> <p>〔ロ〕ト 同上</p> <p>三 [同上]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正)
第五条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)</p> <p>第三十一条の十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券(亦に掲げるもの及びへに掲げるもの(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。)を除く。)</p> <p>〔ロ〕ト 略</p> <p>三 [略]</p>	<p>(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)</p> <p>第三十一条の十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券(亦に掲げるもの及びへに掲げるもの(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。)を除く。)</p> <p>〔ロ〕ト 同上</p> <p>三 [同上]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正)
第六条 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令(平成四年大蔵省令第六十九号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十六条(同法第二十七条において準用する場合を含む)、第二十七条の二十二第一項(同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む)及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七條の三十五、第百八十五条の五並びに第百八十七条第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第百三十九条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第二十二條第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>「一〇十一 略」</p> <p>十二 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第四十条第二項(同法第五十八條第十項において準用する場合を含む)。</p> <p>「十三〽三十九 略」</p> <p>「二〽四 略」</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十六条(同法第二十七条において準用する場合を含む)、第二十七条の二十二第一項(同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む)及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七條の三十五、第百八十五条の五並びに第百八十七条第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第百三十九条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第二十二條第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>「一〇十一 同上」</p> <p>十二 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第四十条第二項(同法第四十条の二第九項において準用する場合を含む)。</p> <p>「十三〽三十九 同上」</p> <p>「二〽四 同上」</p>

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)
第七条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(特定投資家として取り扱うよう申し出ることが出来る個人)</p> <p>第一百十條の十二 準用金融商品取引法第三十条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券(亦に掲げるもの及びへに掲げるもの(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。)を除く。)</p> <p>「ロ」ト 略」</p>	<p>(特定投資家として取り扱うよう申し出ることが出来る個人)</p> <p>第一百十條の十二 準用金融商品取引法第三十条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券(亦に掲げるもの及びへに掲げるもの(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。)を除く。)</p> <p>「ロ」ト 同上」</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>改正後</p> <p>(特定投資家として取り扱うよう申し出ることが出来る個人)</p> <p>第五十二條の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一 [略]</p>	<p>改正前</p> <p>(特定投資家として取り扱うよう申し出ることが出来る個人)</p> <p>第五十二條の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一 [同上]</p>

<p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項（定義）に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）</p> <p>〔ロ〕ト 略</p> <p>三 〔略〕</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第二百三十四条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内</p> <p>（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正）</p> <p>第九条 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。</p>	<p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項（定義）に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）</p> <p>〔ロ〕ト 同上</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第二百三十四条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内</p> <p>閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項（定義）に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）</p> <p>〔ロ〕ト 略</p> <p>三 〔略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項（定義）に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）</p> <p>〔ロ〕ト 同上</p> <p>三 〔同上〕</p>
<p>改 正 後</p> <p>（運用報告書の表示事項等）</p> <p>第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>〔一〕二十四 略</p> <p>二十五 投資信託委託会社が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。次条第一項第二十一号において同じ。）を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者（同法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。同号において同じ。）、小規模不動産特定共同事業者（同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者をいう。同号において同じ。）又は適格特例投資家限定事業者（同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者をいう。同号において同じ。）である投資信託委託会社との間の取引の状況</p> <p>〔二十六〕二十九 略</p> <p>〔二七〕略</p> <p>（運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の表示事項等）</p> <p>第五十八条の二 法第十四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〕二十 略</p> <p>二十一 投資信託委託会社が不動産特定共同事業を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者又は適格特例投資家限定事業者である投資信託委託会社との間の取引の状況</p> <p>〔二十二〕二十五 略</p> <p>〔二五〕略</p>	<p>改 正 前</p> <p>（運用報告書の表示事項等）</p> <p>第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>〔一〕二十四 同上</p> <p>二十五 投資信託委託会社が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。次条第一項第二十一号において同じ。）を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者（同法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。同号において同じ。）である投資信託委託会社との間の取引の状況</p> <p>〔二十六〕二十九 同上</p> <p>〔二七〕同上</p> <p>（運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の表示事項等）</p> <p>第五十八条の二 法第十四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〕二十 同上</p> <p>二十一 投資信託委託会社が不動産特定共同事業を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者である投資信託委託会社との間の取引の状況</p> <p>〔二十二〕二十五 同上</p> <p>〔二五〕同上</p>

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)
第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産（法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで（第五十五条の九第四項第三号を除く。）の規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条から第五十九条（同条第一項第二号を除く。）までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書及び運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)
第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産（法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで（第五十五条の九第四項第三号を除く。）の規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条から第五十九条（同条第一項第二号を除く。）までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書及び運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]	第五十八条第一項第二十五号	規定する不動産特定共同事業者をいう	規定する不動産特定共同事業者をいい、同法第六十七条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社（不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第七條第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及び同法第六十七条第一項の政令で定める信託会社を含む。）を含む	読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
		同条第七項	同法第二條第七項			

[同上]	第五十八条第一項第二十五号	不動産特定共同事業者をいう	不動産特定共同事業者をいい、同法第四十六条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社（不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第九條第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及び銀行法等の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き不動産特定共同事業を営んでいる銀行並びに不動産特定共同事業法第四十六条第一項の政令で定める信託会社を含む。）を含む	読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句

備考 表中の「」の記載は注記である。

(信託業法施行規則の一部改正)

第十条 信託業法施行規則(平成十六年内閣府令第百七号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
備考	表中の「」の記載は注記である。	
三 [略]	<p>(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)</p> <p>第三十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券(ホに掲げるもの及びへに掲げるもの(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。)を除く。)</p> <p>[ロ～ト 略]</p>	<p>(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)</p> <p>第三十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券(ホに掲げるもの及びへに掲げるもの(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。)を除く。)</p> <p>[ロ～ト 同上]</p>

(投資法人の計算に関する規則の一部改正)

第十一条 投資法人の計算に関する規則(平成十八年内閣府令第四十七号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
備考	表中の「」の記載は注記である。	
2 [略]	<p>(投資法人の現況に関する事項)</p> <p>第七十三条 前条第一号に掲げる「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。</p> <p>[一～二十二 略]</p> <p>二十三 資産運用会社が不動産特定共同事業(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。)を営んでいる場合にあつては、当該営業期間中における不動産特定共同事業者(同条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。)、小規模不動産特定共同事業者(同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者をいう。)(又は適格特例投資家限定事業者(同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者をいう。))である当該資産運用会社との間の取引の状況</p> <p>[二十四～二十六 略]</p>	<p>(投資法人の現況に関する事項)</p> <p>第七十三条 前条第一号に掲げる「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。</p> <p>[一～二十二 同上]</p> <p>二十三 資産運用会社が不動産特定共同事業(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。)を営んでいる場合にあつては、当該営業期間中における不動産特定共同事業者(同条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。)(又は適格特例投資家限定事業者(同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者をいう。))である当該資産運用会社との間の取引の状況</p> <p>[二十四～二十六 同上]</p>

附 則
この府令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年十二月一日)から施行する。